

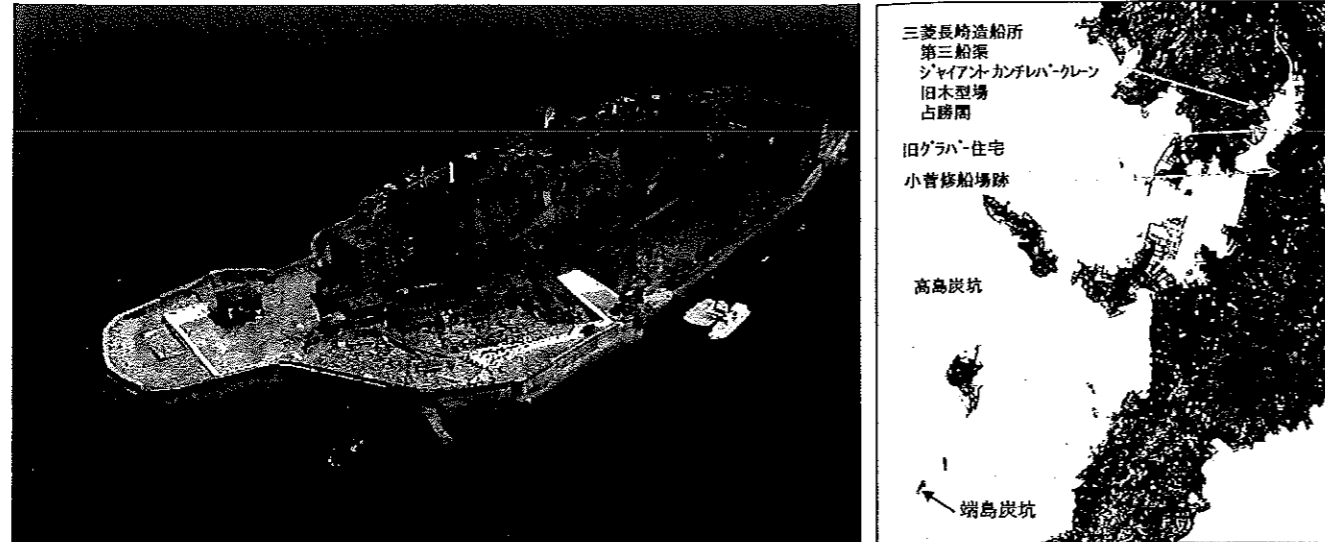
1 2つの世界遺産候補の登録実現について

【内閣官房、総務省、外務省、文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産である「端島炭坑」の保存管理等について、専門的見地からの技術的支援を行うこと
- 2 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を平成26年度の国からユネスコへの推薦資産として決定すること

○「明治日本の産業革命遺産」のうち長崎県内の構成資産



コンクリート建造物の風化が日々進行している「端島炭坑」

○「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

長崎には、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」と「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の2つの世界遺産候補があり、「明治日本の産業革命遺産」の平成27年度の世界遺産登録実現、「長崎の教会群」の平成28年度の世界遺産登録実現に向けて全力で取り組んでいます。

「明治日本の産業革命遺産」については、本年1月に、国からユネスコに推薦書を提出いただいたところであり、これまでのご尽力に対し、厚くお礼申し上げます。現在、長崎県・長崎市では、国のご指導のもと、イコモス現地調査に向けた準備作業や、県民・市民への一層の周知啓発に取り組んでいます。

「長崎の教会群」についても、昨年8月の文化審議会で推薦候補に選定いただいた経緯もあり、今年度の推薦決定に向けて、長崎県及び関係県市町で一層の万全な準備を進めております。

また、2つの世界遺産候補の構成資産の多くが離島・半島地域に点在しておりますが、これらの地域は人口流出や高齢化が進展する厳しい状況にあります。構成資産の保全との両立を図りながら、世界遺産登録をてこに、県民とともに地域活性化に全力で取り組むことが極めて重要です。

【2】本県が望むことは以下のとおりです。

「明治日本の産業革命遺産」の平成27年度登録、「長崎の教会群」の平成28年度登録が実現できるよう、下記のとおり要望いたします。

(1) 「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である「端島炭坑」の保存管理等にかかる技術的支援を行うことについて

「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のひとつである「端島炭坑」については、平成26年1月、高島炭鉱跡として国史跡指定のための意見具申を行ったところです。

現在、長崎市において、高島炭鉱整備活用委員会を設置し、保存管理計画や整備活用計画の策定に向けた作業に着手したところですが、端島は日々風化が進行するコンクリート建造物を含む特殊な資産です。

また、イコモスの現地調査に万全を期すためにも、早期に保存管理の方針を定める必要があります。

つきましては、「端島炭坑」の保存管理等について、これまで以上に、専門的見地からの技術的支援を賜りますようお願いいたします。

なお、具体的な整備の範囲やこれに要する経費については、今後、長崎市において、整備計画を検討するなかで明らかにする予定です。その折には、あらためて財政面でのご支援をお願いいたたく存じます。

(2) 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を平成26年度の国からユネスコへの推薦資産として決定することについて

「長崎の教会群」については、昨年度の文化審議会で、ユネスコの推薦に値する十分な熟度にあると評価され、推薦候補に選定されました。さらに、去る1月には、ローマ教皇庁から「長崎の教会群」の世界遺産登録を支援する旨の書簡をいただいたところです。

しかしながら、構成資産の所在する地域は、人口流出や高齢化が進展し、一刻の猶予もならない状況にあります。世界遺産登録を契機に、その効果を地域振興につなげていくことが急務です。

また、平成27年3月は、信徒発見150年にあたります。是非、この前に「長崎の教会群」の推薦決定をいただき、記念すべき年を迎えたいと考えています。

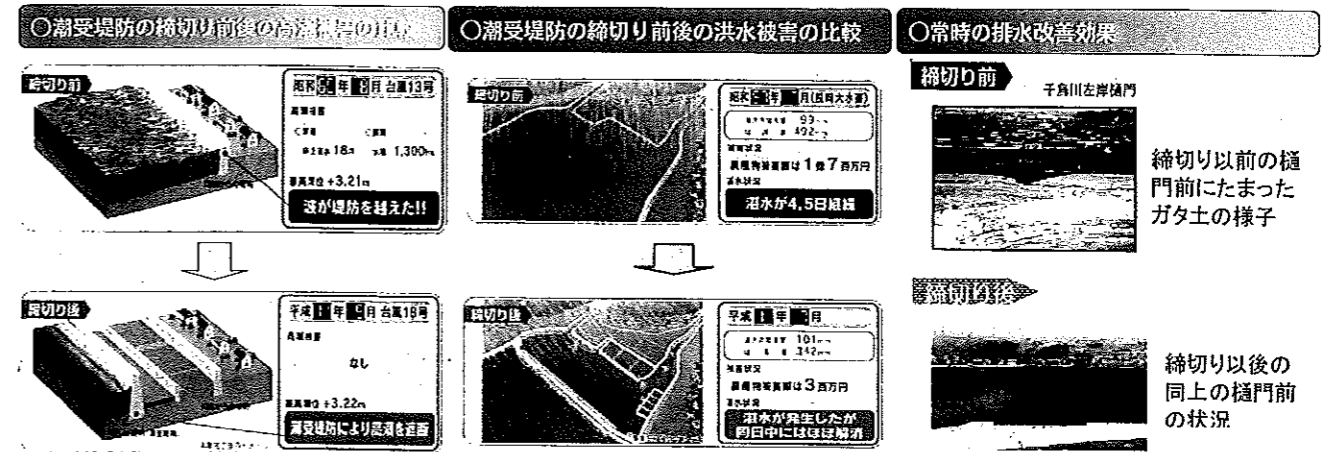
つきましては、「長崎の教会群」を、平成26年度の国からユネスコへの推薦資産として、政府として決定していただくようお願いいたします。

2 国営諫早湾干拓事業について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

- 潮受堤防排水門の開放差止を認めた仮処分決定では、次のとおり、前訴判決と事実上矛盾することを認め、前訴判決後の環境アセスや事実関係を踏まえ下されたものであり、重大な司法判断が示されたものであることから、決定の重大性を踏まえ、開門方針を直ちに見直すこと。
 - 前訴福岡高裁判決では認めていなかった開門による地元への甚大な被害発生を認めたこと
 - 国が示す事前対策は、その実現性や効果があるとは認められないと認めたこと
 - 一方、開門による諫早湾及び有明海の漁場環境改善の可能性は低く、開門してもその影響を抽出することが困難である等、開門調査の必要性は高くないこと
 - 開門による甚大な被害と開門の公共性、公益性について比較検討し、前者が優先するとして、排水門の開放差止めが認められたこと
- 有明海の貝類等の漁業不振は、熊本新港、筑後大堰等の巨大大事業やノリの酸処理等の複合的な要因によるものであるにもかかわらずこれらの原因究明が未だなされていないことから、国の責務において、ノリの酸処理等の因果関係の調査などを早急に行うとともに真の有明海再生に向けた水産振興策を実施すること。
- 諫早湾干拓事業の公共性と漁業補償契約の有効性を認め、開門請求を棄却した平成23年6月の長崎地裁判決を踏まえ、控訴審において開門請求棄却判決を維持するための主張立証に全力を尽くすこと
- 諫早湾干拓調整池の水質は、現状対策の継続では水質目標を達成することが極めて困難なことから、農林水産省（九州農政局）は、「国営諫早湾干拓事業完了に伴う基本協定書」に基づき、下記の事項について、積極的な推進及び支援を行うこと
 - 「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に参画し、水質保全対策や水辺空間づくりに対する主体的な取り組みの実施
 - 調整池及び流入河川・水路の効果的な直接浄化対策の検討・実施及び検証
 - 面源由来の流域負荷削減に向けた制度の整備と有効な技術の適用
 - 流入河川及び調整池の水質が原因となるアオコ発生等の問題に対する迅速かつ主体的・抜本的な対応・措置
 - 生活排水処理施設の整備と接続率向上のための財政的支援



【1 開門方針の見直しについて】

○仮処分決定とは

地域の安全安心と生活の基盤を守るべく排水門の開門を阻止しようと、地域の農業者、漁業者、住民等の350名の方々が潮受堤防排水門開放差止請求訴訟を平成23年4月19日に長崎地方裁判所に提起されました。

また、同年11月14日には、同訴訟の審理中にもかかわらず、国は一方的に開門を前提とした準備を継続しており、開門の危険が高まっているとして、これらの原告の方々が、同裁判所に開門差止めを求める仮処分の申立てを行い、その判断が、平成25年11月12日に長崎地方裁判所から出され、排水門の開放差止めが認められました。

国においては、今回の仮処分決定は、前訴福岡高裁判決後の環境アセスや事実関係を踏まえ下されたものであり、重大な司法判断が示されたものであることを踏まえ、開門の方針を見直しをいただくよう求めます。

○前訴福岡高裁判決とは

平成22年12月6日に福岡高裁で、「潮受堤防の防災機能は限定的なものである。さらに、各排水門を常時開放しても、防災上やむを得ない場合にこれを閉めることによって、その防災機能を相当程度確保することができる。」「代替水源を確保できる可能性も考えられ、干拓地のかんがい用水を確保するために潮受堤防の締切りが必要不可欠とまでは言えない。」「排水門の常時開放によって、漁業被害が発生する具体的危険性があること及び被害の程度等を認めることができない。」「国と漁協との補償契約については、契約書上、漁協の組合員は当事者となっていない。」などとして、判決確定の日から3年を経過する日までに、防災上やむを得ない場合を除き、諫早湾干拓地潮受堤防の北部及び南部各排水門を開放し、以後5年間にわたって同各排水門の開放を継続せよとする判決が下されました。

開門問題に関する話し合いについては、県や地元から環境アセスの結果を待って、開門の是非について慎重に判断するよう繰り返し要請していたにもかかわらず、当時の管総理は環境アセスの結果を待つことなく、福岡高裁判決には重大な問題があったにもかかわらず、地元は一切の説明もなく、地元の強い上告要請も受け入れず、一方的に判決を受け入れました。

【2 有明海の漁業不振の原因究明及び真の有明海再生に向けた水産振興策の実施について】

○有明海の貝類等の漁業不振の複合的な要因とは

諫早湾干拓事業着工の10年程前に既に貝類の漁獲高は半減しており、有明海の漁業不振は、有明海流域面積の約1/3を占める筑後大堰（諫早湾干拓調整池の約11倍）や有明海の湾口部に3kmの堤防を造った熊本新港の工事の時期、さらには、赤潮や貧酸素水塊の発生原因と指摘されているノリの酸処理の開始時期と重なっていることから、真の有明海再生のためには、これらの要因について調査・分析を行い、総合的に解明していくことが必要です。

なお、福岡高等裁判所の判決では、潮受堤防締切りと諫早湾及び近傍部を除く有明海全体の環境異変との因果関係を否定しています。また、長崎県知事、諫早市長、雲仙市長連名の質問状に対する平成23年1月28日付けの菅元総理の回答書でも「諫早湾及び有明海における漁獲量の減少要因としては、過剰な漁獲圧、温暖化による海水温の上昇、ナルトビエイの食害の増加等複数の要因があると指摘されているものの、未だ科学的・客観的に十分な解明がなされておらず」とされています。



小長井町北部排水門沖での潮干狩り



新干拓地でのキャベツの収穫作業



【3 開門請求棄却判決を維持するための主張立証について】

○平成23年6月の長崎地方裁判所の判決とは

小長井町漁協と大浦漁協の一部の漁業者が、排水門の開門を求めた訴訟で、「潮受堤防により高潮を遮断する効果や、限定的ではあるものの、洪水時の防災効果や常時の排水不良対策効果を有するとともに、大規模で平坦な農地を提供し、農業用水を提供するという営農効果を有しており、事業の公共性が低いとは言えない」「開門請求原告らの漁業行使権は、漁業補償契約によりその一部が放棄又は制限されたものであり、制限の範囲を大きく超えるような侵害があったということとはできない。」などとして、開門請求が棄却されました。これは、これまでの本県及び地元関係者の主張の正当性が司法上認められたものです。国は、事業主体としての責任を放棄することなく、控訴審においてもしっかりと主張立証を尽くすべきであります。

【4 「国営諫早湾干拓事業完了に伴う基本協定書」に基づく積極的な推進及び支援について】

- 「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に参画し、水質保全対策や水辺空間づくりに対する主体的な取組みの実施とは
農水省（九州農政局）は、福岡高裁判決の開門義務を理由に第2期行動計画に参画する姿勢を示していないが、現状及びこれからの調整池の状況を踏まえ、本行動計画に正式に参画し、水質保全対策を中心とする各種対策に主体的に取り組むよう強く求めます。
- 調整池及び流入河川・水路の効果的な直接浄化対策の検討・実施及び検証とは
農水省（九州農政局）は、諫早湾干拓事業の実施者として、事業アセスにより掲げた水質目標値の達成に向け、新たに水質浄化効果の高い直接浄化対策を構築し、すみやかに実施していただくよう強く求めます。
- 面源由来の流域負荷削減に向けた制度の整備と有効な技術の適用とは
流域負荷の大部分を占める面源からの負荷を削減するため、諫早湾干拓調整池のような閉鎖性水域においては、農業排水を集約して処理するような制度を整備し、有効な技術を構築されるよう強く望みます。
- 流入河川及び調整池の水質が原因となる問題に対する迅速な対応・措置とは
河川流域にかかる自然植物の適正な管理に併せ、調整池では春から秋にかけてアオコやユスリカが発生し、周辺住民へ不安を与えている現実を踏まえ、発生した事象に迅速かつ主体的・抜本的に対応するとともに、原因となる水質汚濁除去対策等を講じていただくよう強く求めます。
- 生活排水処理施設の整備と接続率向上のための財政的支援とは
公共下水道、集落排水及び浄化槽設置の整備に係る交付金対象範囲の拡大や補助率の高上げとともに、個人負担の問題から対策が進まない状況にある接続率を向上させるための財政的支援を強く求めます。

3 カジノを含む統合型リゾート（IR）の導入について

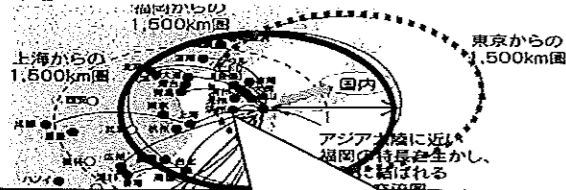
【内閣府】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「特定複合観光施設区域の整備」に関する法制度の早期整備を図ること
- 2 治安の悪化、青少年への悪影響、ギャンブル依存症の増加などの懸念される事項に対し、地方公共団体とも連携し、十分な対策を講じること
- 3 長崎地域を「特定複合観光施設区域」として選定すること

東アジアに向けた地理的近接性

・日本の海外へのゲートウェイとしての役割を古来より果たしてきた歴史的な交流基盤



3時間以内で到達できる東アジア都市人口
 東京・・・約1000万人
 西九州・・・約6700万人

（資料）「フォーラム福岡（2006.7.26）」をもとに作成

安定的な集客と経営

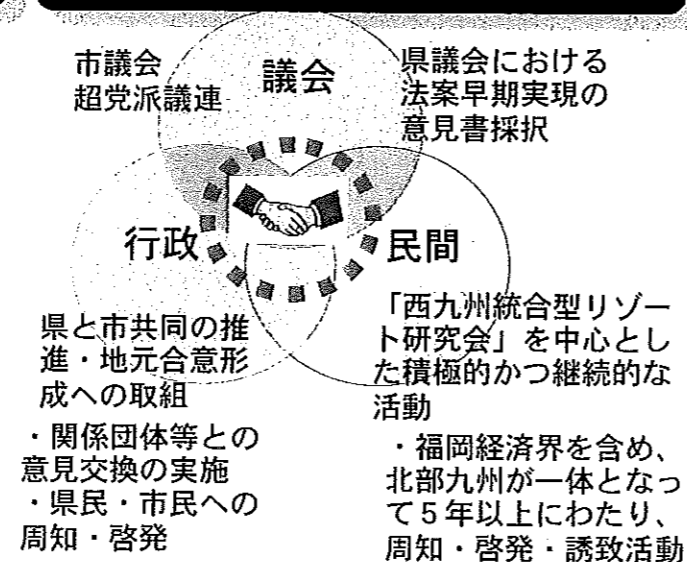
・候補地となるハウステンボスには既に年間300万人近くの観光客が国内外から訪問しており、IR設置による相乗効果によって安定的な集客と経営が可能。

迅速な区域整備により、ラグビーワールドカップ(H31)や東京オリンピック(H32)、九州新幹線西九州ルート(H34)といったビッグプロジェクトとの相乗効果も見込まれます。

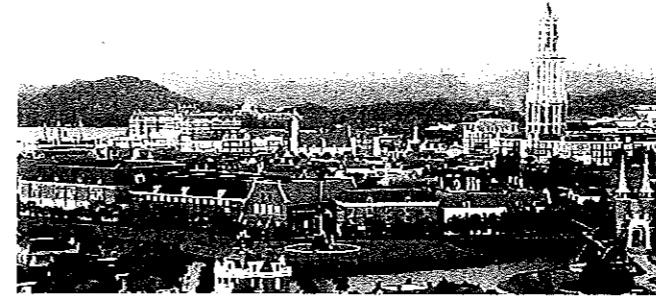
豊富な交通・観光インフラによる周辺への波及効果

・東アジアへの豊富な空路・航路、九州新幹線全線開業・高速道など九州の周遊性が拡大
 ・長崎、ハウステンボスなどをはじめとした観光施設、歴史資源の豊富な既存ストック
 ・一地域だけの経済効果ではなく、九州地域全体への波及効果・周遊効果をもたらす起爆剤とすることが可能。

合意形成に向けた着実な取組



佐世保市ハウステンボス地域はIR導入により高い相乗効果が期待できる有力な候補地です。



効率的・効果的な投資でさらに魅力的なIR施設の迅速な整備が可能

リゾートとしての基盤的なインフラとノウハウ

全国での一定の認知度と海外や都市圏からの高い集客力

周辺への影響が生じにくい立地

IRの導入に向けた継続的かつ精力的な誘致活動

さらに、高い効果を得るため、他地域に比して、本県に優位性のある、近接するアジアからの誘客をより促進させるための交通アクセスやPRの強化、九州各県と連携した誘客や周遊促進に共同して取り組んでいきます。

【1 法制度の早期制定について】

○法制度の早期整備を図ることとは

日本の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」の効果もあり、着実に上向いているところではありますが、景気回復の実感は、長崎県経済には未だ十分浸透しておらず、今後ますます都市部との格差が拡大していくことが懸念されています。そのような中、カジノを含む統合型リゾート（IR）の導入が観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであるとして、その法整備に向けた検討が行われています。

長崎県におきましては、平成25年度、長崎県と佐世保市との共同による協議会のもと、各分野の有識者からなる専門家会議を設置し、IR導入に伴うメリットやデメリット等の客観的な分析・検証とともに、県内外の経済界や教育・防犯関係団体など延べ38団体と幅広く意見交換を行ってまいりました。

そこでは、関係団体からの意見として、治安への影響、青少年教育への影響、ギャンブル依存症の発生などのデメリットについては、他の先進国の多くの先進事例を参考としながら、国や自治体において万全の対策を講じることによって、これらのデメリットを最小化する一方、IR導入による経済効果や雇用創出等のメリットを最大化することにより、長年低迷する県民所得の向上や人口流出の歯止めにつなげて欲しいとの切実な声を多く聴取しました。このように、IRは地域経済の起爆剤としての役割を期待されています。

また、平成31年にはラグビーワールドカップ、平成32年には東京オリンピックといった国際観光客の来日が大きく見込まれるイベントが開催されます。特定複合型観光施設区域をこれらのイベントに間に合うよう整備することで、国際観光客に対して、日本の観光地を積極的にPRし、大きな経済効果を得ることが出来ます。このため、特定複合観光施設区域の法制度の早期整備を望みます。

【2 懸念される事項について】

○懸念される事項に対し、十分な対策を講じることとは

「特定複合観光施設」に含まれるカジノの導入については、組織悪の介入や青少年への影響、ギャンブル依存症の増加などの懸念がありますが、海外事例を見ると、しっかりとした制度設計により、最小化できると言えます。そうした海外事例を参考に法令等による厳格な管理体制と対応措置が地域での取組とあわせて講じられる必要があります。

【3 特定複合観光施設区域の選定について】

○長崎県を特定複合観光施設区域に選定することとは

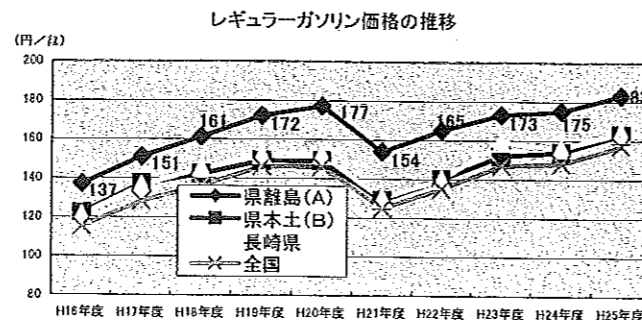
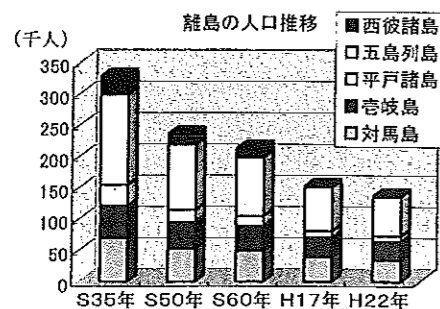
長崎県は、鎖国時代の出島など日本の海外へのゲートウェイとしての役割を古来より果たしてきた歴史的な交流基盤やアジアに最も近いという地理的近接性があり、アジア地域から高い集客力が見込まれるほか、設置候補地のハウステンボスには年間300万人近くの観光客が国内外から訪れており、IR設置による相乗効果によって安定的な集客と経営が見込まれること、福岡経済界を含め、北部九州が一体となって既に5年以上にわたりIR誘致活動を行っていること、単に一地域だけの経済効果ではなく、九州地域全体への波及効果・周遊効果をもたらす起爆剤とすることが可能であることなど、他地域にはない高い優位性を有しており、今後の地方型IRのモデルとなり得る先進地域です。こうした日本を代表する国際観光地となるポテンシャルを有した長崎県を「特定複合観光施設区域」に選定することを求めます。

4 離島振興対策の充実について

【総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国境離島が果たす国家的役割等の重要性に鑑み、無人化を防止するため、国境離島の振興に関する新法の早期制定を推進すること。なお新法には以下の内容を盛り込むこと
 - (1) 航路・航空路の運賃低廉化等の輸送環境、雇用環境、生活環境の抜本的改善策、及び住民が居住していることや漁業者の漁業活動による密漁・密入国の監視等、国境域管理に資する活動を支援する制度の創設
 - (2) 国境離島が持つ国家的役割を永続的に果たしていくための「国境離島債（仮称）」等新たな財源措置
 - (3) 社会・生活インフラ整備のための公共事業に係る国庫補助等の国負担割合の更なる嵩上げ及び採択基準の緩和、所要額の確保
 - (4) 就業環境改善や定住促進のための法人関係税の減免等思い切った税の特例措置
 - (5) 海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化
- 2 抜本改正された離島振興法に基づく離島振興計画を推進するため、離島地域の創意工夫を活かした自立的発展の促進と定住促進等のための更なる振興施策として、以下の施策を講じること
 - (1) 離島地域がこれまで強く求めてきた人の往来等に要する費用の低廉化、エネルギー対策の推進など、離島振興法に盛り込まれた項目に関する施策の早期の具現化や充実
 - (2) 離島における地域活性化と定住促進を図るための「離島活性化交付金」について、離島地域からの要請に沿えるような大幅な増額及び対象事業の拡大
 - (3) 「離島漁業再生支援交付金」について、27年度以降の事業延長
 - (4) 重油や軽油、ガソリン等の燃油価格の上昇が、離島の基幹産業である農業や漁業の生産コストや人流・物流の輸送コストを押し上げ、産業や住民生活に多大な悪影響を及ぼしていることを踏まえた、減免措置や支援制度の創設等
 - (5) 人の往来及び物資の輸送に要する費用の低廉化のための離島航路航空路の整備に係る新法の制定の推進。なお、制度の構築に当たっては、現行の欠損補助等を維持したうえで、県・市町の財政負担の増加を抑制すること
 - (6) 離島の生活環境、道路の整備等のための公共事業予算の十分な財源確保
 - (7) 地理的条件等に起因する離島の財政需要に応じた「隔遠地補正」や「属島補正」など交付税措置の継続・拡充
- 3 離島の豊かな地域資源を最大限に活用し、本土との格差是正・地域産業の振興・交流人口の拡大など先進的なモデル地域としての再生を目指すため、規制の特例措置だけではなく、税制・財政・金融上の支援措置を盛り込んだ「離島特別区域制度」を早期に創設すること



【1 国境離島振興について】

- 輸送環境、雇用環境、生活環境の抜本的改善、国境域管理に資する活動を支援する制度とは
無人化を防止するため、空海路の運賃低廉化や地場産業における新規就業者の立ち上げ支援（初期投資や事業が軌道に乗るまでのランニングコストの支援）、農林水産業や観光等の振興への支援による雇用確保、物価・医療・福祉・教育等の生活環境の整備・充実を望みます。
また、国境離島の住人は、そこに居住していることや経済活動等を通じて、密漁・密入国の監視等、重要な役割を担っていることから、国境域管理に資する活動を継続できるよう、その活動を支援する制度の創設を望みます。
- 国境離島が持つ国家的役割を永続的に果たしていくための財源措置とは
市町村事業だけでなく、県事業を含めたハード・ソフト両面の事業を対象とした「国境離島振興債（仮称）」の創設とその償還に対する高率の交付税措置のほか、離島振興全般のソフト事業に幅広く活用できる基金を都道県に設置し、その造成については国が無利子貸付を行う「国境離島振興基金（仮称）」の創設、生活環境、交通通信網の整備など離島地域の生活と産業・経済の安定・向上のためのハード事業に対し、地方の裁量により幅広く使える「国境離島自主戦略交付金（仮称）」の創設を望みます。
- 思い切った税の特例措置とは
企業に対する法人関係税の減免や投資促進税制の導入など雇用の場の創設・維持を強力に後押しする制度の創設のほか、住民関係税（国税・地方税）や消費税・揮発油税等を減免する制度の創設を望みます。また、地方税の減免制度の創設にあたっては地方交付税による減収補てん措置を望みます。
- 取締監視体制の拡充強化とは
男女群島の女島灯台の職員の常駐化などの我が国の領海及び排他的経済水域の保全強化を望みます。

【2 離島振興対策について】

- 離島振興法に新たに盛り込まれた項目に関する施策の早期の具現化や充実とは
左記載のほか、介護サービスの確保や保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減、住民等の就業の促進、生活環境の整備等に関する施策の具現化やさらなる充実を望みます。
- 「離島活性化交付金」の対象事業の拡大とは
離島の定住促進、地域の活性化に資するための「離島活性化交付金」については、離島地域自らの創意工夫を促すため、地方の裁量により幅広く使えるよう対象事業の拡大を望みます。
- 「離島漁業再生支援交付金」の事業延長とは
本制度は、本年度で終期を迎えますが、離島漁業は依然として厳しい状況にあることから、離島漁業集落の維持活性化を図るため、本制度を継続し引き続き支援を望みます。
- 燃油価格の減免措置や支援制度の創設等とは
漁船や農林業関係機械・施設、公共交通機関や自家用車等の移動手段といった産業活動などに大きな影響を与える重油等燃油価格は、輸送コストが高いことや小規模な人口に起因して需要が少ないことなどの事情により、本土に比して割高になっています。加えて原油価格高騰に伴う燃油価格の上昇が、産業や住民生活に多大な悪影響を及ぼしています。農林漁業用のA重油に係る石油石炭税の免税・還付措置の恒久化及び軽油引取税の免税の恒久化、揮発油税の減免等を望みます。
- 離島航路航空路の整備に係る新法の制定の推進とは
離島航路航空路は、離島住民の生活の安定及び産業の振興に不可欠であることから、その維持・改善を図るべく、費用の低廉化のための新法「離島航路航空路整備法（仮称）」の制定を望みます。なお、その制定に当たっては、現行の地域公共交通確保維持改善事業費補助制度（欠損補助）を維持したうえで、県・市町の財政負担が極力抑制されたものとなるよう、制度の設計及び必要な予算の確保を望みます。
- 公共事業予算の十分な確保とは
離島地域の生活と産業・経済の安定・向上のためのハード事業に係る財源について、離島振興法に基づき十分な予算の確保を望みます。
- 「隔遠地補正」や「属島補正」の交付税措置の継続・拡充とは
現在、離島等の隔遠地に所在する市町村に対しては、普通交付税算定上「隔遠地補正」として隔遠地により増高する旅費、通信運搬費等が算入されています。こうした離島の特性に配慮した「隔遠地補正」や「属島補正」などの財政需要に応じた交付税措置の継続・拡充を望みます。

【3 離島特別区域制度について】

- 離島特別区域制度の早期創設とは
離島という不利条件の中で産業の振興や交流人口の拡大等を目指すには、規制の特例措置だけでは不十分であり、税制・財政・金融上の支援措置等が不可欠であります。離島振興法第18条の2に基づき早期の制度創設を望みます。